別記様式第１号（第５条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）今治市長

申請者

郵便番号

住所又は所在地

事業者名

代表者の役職・氏名

今治市課題解決支援事業費補助金交付申請書

　今治市課題解決支援事業費補助金交付要綱第５条の規定に基づき、今治市課題解決支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

１．事業の目的及び内容

　事業計画（報告）書のとおり

２．事業の実施期間

　事業計画（報告）書のとおり

３．補助金交付申請額

事業計画（報告）書のとおり

４．提出書類

○事業計画（報告）書（別記様式第２号）

○誓約書（別記様式第３号）

○完納証明書

○履歴事項全部証明書または確定申告書等

○従業員数を証明する書類（雇用保険事業所別被保険者台帳等）

　○見積書及び製品概要のわかるパンフレットなど事業計画書の費用の内訳を証するもの

　○その他市長が必要と認める書類

別記様式第２号（第５条関係）

事業計画（報告）書

(１)申請者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ事業者名 |  |
|  |
| 代表者 | フリガナ役職氏名 |  |
|  |
| 住所または所在地 | 〒 |
| 電話 |  |
| ファックス |  |
| Ｅメール |  |
| 法人番号（個人事業主の場合なし） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 従業員数（該当事業所） | 　人 |
| 業種 |  |
| 設立年月 |  |
| 連絡担当者 | フリガナ職氏名 |  |
|  |
| 住所 | 〒 |
| 電話 |  |
| ファックス |  |
| Ｅメール |  |
| 自社ＨＰ | 無□　　　有□　（URL：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申請区分 | □地域牽引枠（大企業）□中小企業枠（個人事業主・団体含）□チャレンジ枠（従業員20人以下） |
| 補助対象事業 | □ CN、DX、SDGS対応　□ 生産基盤の強化　□ 業態転換※SDGs枠の場合、登録証とSDGs 達成に向けた宣言書を添付のこと |
| 補助対象経費 | 　　　　　　　　　　　　　　円 | 支出経費の明細①の額です。 |
| 補助金交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 | 支出経費の明細②の額です。 |
| 補助対象経費の資金内訳 | 本支援金　　　　円　　自己資金　　　　円　　金融機関等借入　　　　円 |

(２)事業実施計画（報告）

|  |
| --- |
| 企業概要 |
| 市場の動向（営んでいる業種の業界と自身の状況を記入してください。） |
| 実施する事業の名称 |
| 事業の実施期間　　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで |
| 事業の目的及び内容（事業内容）（取り組む内容について、背景や実施体制を含め詳細を記入してください。）（記入内容について補足できる資料を別途添付することが可能です。） |

(３)事業費の明細

|  |
| --- |
| 消費税等は対象外のため、金額は税抜きで記入してください。 |
| **実施する経費（設備等）の名称及び内容** | **単価（A）****（税抜き）** | **数量（B）** | **単位** | **合計額****（A×B)** |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  | ① |
| 補助金交付申請額※１ |  | ② |

別記様式第３号（第５条関係）

誓　約　書

　　年　　月　　日

　　（宛先）今治市長

住所又は所在地

事業者名

代表者職氏名

　　下記事項について、誓約いたします。

　　これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

１　経済産業省が実施する事業復活支援金の交付を受けておらず、今後も交付を受けることはありません。

２　本補助金の対象経費について、国、県及び市町村等による他の補助制度と重複して補助金等の交付を受けておらず、今後も交付を受けることはありません（中小企業枠については、経産省所管の「ものづくり補助金」は含みません）。

３　国及び地方公共団体等からの補助を受け、又は過去に受けたことがある場合、不正等を起こしていません。

４　本補助金の採択等の審査の結果については、異議を申し立てません。

５　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。

６　今治市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等ではありません。

７　法人の役員等が今治市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団員等ではありません。

（注）「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

８　本補助金の交付申請書類の記載事項及び提出書類は、事実と相違ありません。本申請内容に虚偽があった場合には、支援金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

９　本補助金の交付決定に係る審査の結果については、異議を申し立てません。

|  |
| --- |
| 担当者　職（担当）　　　　　　　氏名　電話番号 |